

## 令和6年度第3回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和7年2月14日（金）9時30分～11時00分
- 場 所 木津川市役所5階 第1・第2委員会室
- 出席者 委 員 伊東史朗、源城政好、淺田兼弘、三浦孝啓、後藤啓治、石田正道  
(欠席委員 増井正哉、宗田好史)  
事務局 竹本教育長、平井教育部長、八田文化財保護課長、  
文化財保護課 永澤課長補佐、大坪係長、吉藤主事

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議

### 議題 市文化財登録制度の創設について

市文化財登録制度の創設について、資料を用いて説明。市文化財保護条例の改正することで指定文化財以外のものを台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じじうことができることを規定したい旨と、市文化財補助金要綱を改正することで、登録文化財に対しても指定文化財に準ずる補助を行うことを規定したい旨を説明。また、市文化財登録制度は指定制度を補完する役割を担うものとして、手続き等は指定制度に準ずるものとするなどを説明。

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見) • ○○～

⇒台帳記載の内容はどのようなものか。

→名称、法量、構造、特徴、写真、参考文献等が記載されている。文献ごとに名称が違う場合があるため、そのような文化財が台帳に重複記載されているケースがある。また、内容の精粗に差があり、内容精査が必要な状態である。

・台帳管理が大前提となるため、台帳に記載する基準を定め、明記したほうが良い。  
参考文献はもちろん出品歴に関する項目も必要。

⇒台帳は専門家が作成しているのか。

→文化財保護課の職員が作成しており、内部資料としての位置づけである。

⇒京都府内で登録制度があるのは福知山市だけか。

→京都府内では福知山市以外に、宇治田原町、与謝野町が登録制度を設けている。  
宇治田原町については運用されているか不明だが、与謝野町については例規上に活用についての記載がある。

⇒登録制度を設けるのであれば、文化財登録の数が膨大になるのではないか。

→文化財を登録文化財にする場合、指定文化財と同様に審議会に諮ってからの登録になるため、ペースとしては指定文化財と同様に、年間数件～10件程度を想定している。

- 基本台帳に登載しているものについては膨大な数ではあるが、そのすべてを登録文化財として行政の保護対象とするわけではなく、あくまで把握する目的の基本台帳である。
- ⇒登録文化財の基準は設けないのか。
- 登録文化財の基準は設けず、指定文化財の基準に準じることとしたい。
- ⇒指定基準に準じると指定文化財になるのではないか。
- 例えば、史料的な価値は高いが補修が多いもの等、歴史的価値は高いが指定には至らないものを登録していくという意味で、指定に準じるよう考えている。
- ⇒登録するとなれば細目を決めることになると思うが。
- 指定には至らない理由等は整理をして示す必要があると考えている。
- ⇒台帳整備状況に記載の件数は市の把握数か。整えられていくと登録文化財になるのか。
- 登録台帳と基本台帳は別である。基本台帳を整え、その中から登録文化財を選ぶ。
- ⇒登録台帳は公開されることになると思うが、基本台帳は非公開か。
- 検討はしているが、現状は未公開である。指定・登録文化財については検討の上公開したほうがよいと考えているが、項目整理など課題も多いため公開はしていない。審議会提出資料などは公文書開示請求があれば開示の対象となる。指定文化財のリストについては、HP等で公開している。
- ⇒旧家の古文書で各地に分かれて所蔵されている古文書群を一連のものとして文化財指定されないものか考えている。
- 市外で所蔵される文化財を市指定・登録文化財とすることは難しい。
- ⇒個人所有の絵図を修理したいと考えているが。
- 京都府には未指定文化財を補助する制度もあるが、個人所有は対象外。しかし、市登録文化財になると、補助対象となる。
- ⇒登録制度を取り入れている福知山市の条例指定はいつか、制定されてからの実績を調べて教えてほしい。また、実際どのような活用がされているか調べたほうがよい。
- 確認し、審議員へ報告する。
- ⇒市登録文化財に対する補助金は修理のみか。
- 修理の他、清掃や除草等の維持管理や防犯対策も含むものを考えている。

### 【会議結果】

市指定文化財登録制度の創設について、了承・同意を得た。今後は、市文化財保護条例、市文化財補助金要綱の改正に向け、準備を進める。